

平成 31 年度税制改正提言事項

(税制改正に関する検討テーマ)



一般社団法人 山口県法人会連合会

会 長 有 田 建 二

税制委員長 櫻 井 正 明

税制委員会構成委員

役 職	氏 名	所属法人会
担当副会長	小 野 悟	柳井法人会
委 員 長	櫻 井 正 明	宇部法人会
副委員長	西 村 公 作	柳井法人会
委 員	正 木 圭 子	山口法人会
委 員	長 畑 克 典	岩国法人会
委 員	小 野 宗 典	徳山周南法人会
委 員	松 本 利 幸	光・熊毛郡法人会
委 員	尾 崎 陽 一	防府法人会
委 員	末 廣 昌 生	厚狭法人会
委 員	吉 水 千 賀 子	下関法人会
委 員	大 工 幸 宏	長門法人会
委 員	田 中 義 一	萩 法人会

1. 税制提言の基本方針

本税制改正要望は、中小企業の活性化と活力ある持続可能な社会の構築に寄与するため、実現可能な望ましい税制のあり方について提言することを目的とする。

2. 実現可能な税制提言

提言した税制改正事項は、提言活動での要望に止めず、早期の実現に向け継続的に情報発信を行い、経済団体として地位の確保に努める。

平成31年度税制改正に関する検討テーマ

課題		討 議 事 項
基 本 的 な 課 題	税・財政改革	<ul style="list-style-type: none"> ① 財政健全化は、わが国の経済財政運営に対する市場の信認と国際的評価を維持する為の前提であり、将来の世代に対する負担の先送り食い止めるためにも避けては通れない。政府が財政健全化に向けた改革を実行することは、将来世代に対する責任を果たす上で極めて重要である。 ② またわが国の、削減が必要な財政赤字額は巨額であり、財政状況が厳しいことには変わりなく、財政再建への具体策、社会保障制度改革は、極めて重要な課題である。 ③ 消費税の引き上げ、所得税、法人税の課税ベースの拡大、税率の引き上げ議論、検討をする前に、国家税制のプライマリーバランスの悪化について言及がない。 ④ わが国の財政は、毎年の税収だけでは歳出の主要経費をカバーできない状況にあり、政府が掲げてきた2020年度の財政健全化目標の達成は困難となり、改めて歳出、歳入両面からの適正化とチェック機能強化が求められる。 ⑤ 財源を確保することなく社会保障だけを充実させれば財政再建は遠のくことになる。財政健全化への道筋を確かなものとするための、実効性ある財政ルールを早急に構築すべきである。
	・社会保障制度に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 人口減少と超高齢化の加速というわが国の構造的課題に直面し、現状の枠組みでは社会保障給付の増加は、避けられない。社会保障制度の持続可能性を保つには、給付と負担の両面からの改革が求められる。

基本的な課題

税・財政改革

・社会保障制度に対する
基本的考え方

- ② これからの社会保障のあり方については、「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支えあう「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直す必要があるとともに、国民年金受給者と生活保護費受給者との金額格差等、適正化が必要である。
- ③ また、活力ある経済社会の構築に向けて、成長の源泉である現役世代の活力を奪わない改革が求められる。また、年金金額の減少と支給年齢の引き上げに伴う老後資金形成に向けた税制面での優遇措置の拡充が望まれる。

・行政改革の徹底

- ①消費税の引き上げ等、増税は国民に痛みを求めるわけで、国民の理解を得るには国・地方、政府・議会がまず自ら身を削らなければならない。財政改革の為には、まず行政改革を徹底して行い、国・地方における無駄を無くすことが必要である。
- ② 行政改革は、官と民・国と地方の役割分担を念頭に、公務員給与の適正化、行政機構のスリム化等の措置を講じ、行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを目的にすべきである。しかし、現状の改革に向けた取り組みは極めて不十分であり、国会議員・地方議員の削減、公務員の削減、歳費の削減等、いずれも不十分な状況である。
- ③ 国民による納税監視の観点から公会計について複式簿記に徹すべきである。併せて、特別会計の情報開示等、徹底した情報開示を求める。地方財政の監視役に各自治体において会計監査のエキスパートを育成する制度を設ける等、納税者の視点に立ったチェック機能の確立が望まれる。

基本的な課題

税・財政改革

・行政改革の徹底

- ④ 助成金の使い方については、単年度会計は止めて、複式会計にすべきである。(道路工事等、年度で工事を終えて翌年また、工事を始めるような無駄は止めることが求められる。)
- ⑤ 各省庁の下請け業者の選考に当たっては、情報管理の意味から、日本企業に限定すべきである。

・消費税引き上に伴う
対応措置

- ① 消費税は単一税制による分かりやすい制度にすべきである。したがって、消費税の軽減税率は導入すべきではない。導入された場合、事業者の事務負担は極めて煩雑になり、またソフトウェアの変更・新規購入等、行政・納税側双方にコストがかかり税務執行コスト等は増大する。したがって、軽減税率は導入せず、現在の単一税制方式を維持すべきである。高齢事業者や小規模零細事業者等への対応も行われておらず、これら社会的弱者に対しては、軽減税率に相当する部分は、マイナンバーの活用により低所得者への給付付き税額控除制度を導入する等の対応が求められる。
- ② 軽減税率の導入に伴い、平成 31 年 10 月より「区分記載請求書」の発行が義務付けられ、さらに平成 35 年 10 月よりインボイス制度の導入に伴って、「適格請求書」の発行が義務付けられる予定である。これらの請求書書式の変更は過重な事務負担を強いるものである。インボイス制度の導入により課税の透明性が担保できるとの意見もあるが、制度導入に伴う納税者、課税庁の事務負担の増加を考えれば、費用対効果はマイナスとなることは明らかであるとともに、インボイス制度の導入において廃業を促進してしまう恐れもあり、少なくとも一定の中小企業者にはインボイスの導入は避けるべきである。

基本的な課題

<p>税・財政改革</p>	<p>・消費税引き上に伴う 対応措置</p>	<p>③ 消費税の仕入控除制度における課税売上げ5億円超の事業者は95%ルールが廃止されている。中小企業にとっては損税となり、事務所負担も増加しているため、95%ルールを復活すべきである。</p> <p>④ 軽減税率対策補助金等に対する周知活動の強化が必要である。</p> <p>⑤ 税の滞納全体に占める消費税の割合は高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因にもなっている。滞納防止策としては、中間申告やe-Taxの普及等、制度、執行面での滞納防止策の強化が求められる。また、先払いすると得になる等のインセンティブのある納付方法を考える必要がある。</p>
	<p>・マイナンバー制度</p>	<p>① マイナンバー制度について、今後は用途をあれこれ増やし、便利な使い勝手の良いものへ、機能性をさらに高める必要がある。</p> <p>② マイナンバー制度への理解を深め、マイナンバーカードの取得を促すため、各種イベントを通じてより深い知識の普及に努める必要がある。</p> <p>③ マイナンバー制度を利用して、税負担の公平性を担保する等、管理の強化を図ることが求められる。</p> <p>④ 今後は、マイナンバー制度の維持に係るコスト、個人情報保護に向けたシステム整備等、十分に検討する必要がある。</p>
<p>経済活性化と 中小企業対策</p>	<p>・法人実行税率のあり方</p>	<p>① 日本の法人税実行税率は現在世界で7番目に高く(H30年度29.74%)政府目標の20%台を達成したと満足している場合ではない。法人実効税率をさらに引き下げOECD加盟国平均の約25%を目指すべきである。</p>

基本的な課題

経済活性化と
中小企業対策

・法人実行税率のあり方

② 法人実行税率の引き下げのため外形標準課税制度等、中小企業の負担が増加する財源の確保には反対する。行財政改革の徹底により代替財源を捻出すべきである。それとともに、中小企業に対する軽減税率の本則化を要請する。

・中小企業の活性化に資する税制措置

① アベノミクスの恩恵を受けているのは、一部地域や一部の企業であり、むしろ地方の中小企業者は地方経済の疲弊から地方創生に限界を感じている。中小企業が社会貢献できるような税制の確立を望む。

② 法人税法上の中小法人の範囲を見直す必要がある。今後の中小法人課税の見直しにあたっては、中小企業政策との整合性を踏まえ、地域を支える中小企業の活性化につなげることが不可欠である。中小法人課税については、「資本金」と「資本金以外の指標」を組み合わせによる判断を要望する。

③ 減価償却計算の改正が平成 19 年にあり、定率法の計算が複雑になった。耐用年数経過後の簿価を 1 円とする計算が特に大変であるので簡素化すべきである。また平成 28 年改正で建物は付属設備と構築物の償却方法が定額法になった。中小企業としては、設備投資の早期の費用化が遅くなり、設備投資が抑制されかねない。よって、定率法、定額法のどちらかを選択できるようにすべきである。

④ 終了した生産性向上設備投資促進税制の復活を要望する。

・事業承継税制の拡充

① 中小企業経営者の高齢化に伴う事業の円滑な承継は、税負担や後継者不在等により困難な場合も多く廃業に追い込まれるケースも増加している。

基本的な課題

経済活性化と
中小企業対策

・事業承継税制の拡充

- ② 事業を承継する人に負担のない税制にしないと、事業は継続できない。円滑な事業承継が進まず、高度な技術力、競争力を持ちながら、廃業に追い込まれる企業も少なくない。地方創生を推進する上では、地方における雇用の場の確保が必要不可欠であり、また、中小企業は地域経済を担い、地域の雇用の受け皿として重要な役割を果たしている。円滑な事業承継ができないことは日本にとって、大きな損失であり円滑な事業承継に向けて総合的な対策を講じる必要がある。
- ③ 事業承継税制の適用要件が緩和されたとはいえ、事業承継の態様が多様化している現状にそぐわない面もまだ見られ、真に実効性のある事業承継を可能とするよう再度包括的かつ抜本的な見直しを行うことが必要である。
- ④ 事業承継の相続については非課税にすべきである。事業を承継する人に負担のない税制にしないと、事業は存続できない。円滑な事業承継が出来ない日本は、大きな損失である。
- ⑤ 事業承継時に発生する取引相場のない株式の評価については、客観的交換価値がないことに鑑み、円滑な事業承継を可能とする実態に即した評価を行う等、評価方法の見直しを行う必要がある。
- ⑥ 経営努力で企業を成長させるほど承継が困難となるのは納得がいかない。事業承継は事業資産と個人資産とを区別し、事業資産は免税にして、企業が存続できるようにして欲しい。相続税のない国や廃止された国も現実にある。

基本的な課題

	<p>・事業承継税制の拡充</p>	<p>⑦ 事業承継税制（納税猶予制度等）の周知活動を強化するとともに、親族以外への事業承継に対する税金の軽減の拡大、M&Aの活性化のための体制づくりと優遇税制の検討を要望する。</p> <p>⑧ 少子高齢化が急速に進む地方では、後継者が不在、未確定な企業も多数存在している。企業の借入金に際しての代表者の連帯保証にも事業承継をする上で課題が生じている。「経営者保証に関するガイドライン」を制度化し、全ての金融機関で適用することで企業が融資を受けやすく、また事業承継を円滑に進めやすくすべきである。</p>
<p>地方のあり方</p>	<p>・地方創生</p>	<p>① 地方創生の中核を担うのは、地域で雇用を生み出している中小企業であり、国は若者の地元企業への就職を活発化させるためにも、廃業の防止策をさらに徹底すべき。</p> <p>② ふるさと納税は元来、寄附行為であり本来の目的を周知徹底させるべきである。</p> <p>③ 地方創生は、ある意味では地域競争の側面を持っている。その地域の仕事はその地域の業者を優先して依頼すべきである。納入についても同様、その地域を優先して調達すべきである。まず地元を豊かにし、地域の活性化を図るべきではないか。</p> <p>④ 中心市街地、アーケード等、地方における空き屋、空き地や空き店舗の利用促進について行政当局と民間が一体となって空き家の利用促進に努めるとともに、税制優遇策の実施を要望する。</p> <p>⑤ 日本企業の海外進出組のUターンにより国内雇用や正規社員を増やし人口増加・所得税を増加させ地方創生につなげる。</p>

		<p>・地方創生</p>	<p>⑥ 地方自治体における行財政改革は進んでおらず行政システムやサービスの見直しにより、地方公務員の削減、地方公務員の給与の適正化、箱物行政からの脱却等、行政コスト削減を図る必要がある。</p>
	<p>地方のあり方</p>	<p>・道州制の導入（地方への権限と税源の移譲）</p>	<p>① 「地方にできることは地方が担う」という理念の下、国と地方の役割分担を明確化し、行政の効率化、財政の健全化を進め、地域の強みを活かした独自の政策が実践できるよう、国から地方へ財源・権限・人員を移譲する必要がある。</p> <p>② また、地方財政の健全化とともに無駄な公共工事の廃止、地方議会のスリム化等と納税者視点に立ったチェック機能の確立が求められる。</p> <p>③ また、地域偏在性が少なく、安定した税収確保が可能となる地方税体系を構築するとともに、税源の移譲に伴い地域間格差が拡大することのないよう、偏在を是正する措置を講じ地方税財源の充実を図る必要がある。</p> <p>④ その上で、各地域がそれぞれの持ち味を活かした機動的な地域経営を自らの権限と責任において行う方向を示すとともに都道府県の枠組みを越えた、道州制の導入について検討すべき時期にさしかかっている。</p> <p>⑤ 国の機関（省庁）等の地方移転の実施により大企業の本社移転、税制上の施策による本社機能移転の促進、人の移転、仕事の創出や街づくりを直接的に支援する施策に集中し、産官学金労言の連携を促進し、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。</p>

税 目 別	法人税関係	・役員給与の損金参入の拡充	<p>① 税は公平・中立・簡素でなければならない。税法が複雑化しつつある。もっと解りやすくシンプルなものにすべきである。</p> <p>② 役員給与賞与は職務執行における正当な対価として、全額損金算入を要望する。中小企業においては、賞与引当金・退職給付引当金の損金参入を認めるべきである。</p> <p>③ 地域の経済と雇用を支えている中小企業として、法人事業税の外形課税の拡大、欠損金繰越控除制度の見直し等、中小企業の負担が増加する財源の確保には反対する。</p> <p>④ 「地方法人税」は、地方交付税の財源を確保し自治体間での税収のバラツキを是正する目的で創設されたものであるが、税の財源と使途の問題であって行政サイドで対応すべき問題である。納税者の事務負担を煩雑にし税率構造を複雑にするものであり、法人税本体に組み込むべきである。また、納付においても地方法人税を別途納付書にて納付させる必要はなく、地方消費税で納付できるよう改善すべきである。</p>
	個人所得税	・所得税のあり方 各種控除制度の見直し	<p>① 所得税は国民がその所得に応じて負担するという税の基幹とも言うべき税目として、広く国民全体で公平に負担を分かち合い負担していくものでなければならない。一定額以上の給与所得者が負担増になるのは仕方がない。</p> <p>② 各種控除制度は社会構造の変化に対応して整理・統合等、見直しを実施すべきであるが、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行っても、就業調整に変化は起きないと思うが、配偶者控除は上限を拡大し存続させることを要望する。</p>

税 目 別		<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税のあり方 各種控除制度の見直し 	<p>③ 働いて稼ぐことは大変なことであり、所得税が高くなることは働く意欲を減退させる要因になる。所得税累進課税制度の見直しを行い、最高税率の引き下げを要望する。</p>
	相続税・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税・贈与税 	<p>① 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設を求める。</p> <p>② 相続税については、所得税課税後の二重課税となり、廃止が望ましい。相続税の無い国や廃止された国もある。</p>
	地方税関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税の抜本の見直し 	<p>① 固定資産税は収益性の低い中小企業に対しても一律に課税されており規模の小さい中小企業に過重な負担となっており、中小企業にとっては固定資産税の負担感が重い。また、事業上の償却資産に係る固定資産税を廃止することで、設備投資の促進に繋がると考えられるので、固定資産税の抜本的な見直しを要望する。</p> <p>② 都会で生活する若者の教育、学費、生活費は地方(親)の負担によるところが大である。若者の都会定住による地方の高齢者への負担費用も地方財政にとって重く、地方交付税の算定基準の改正が必要と感じる。</p> <p>③ 森林環境税の導入に関しては、徴収額および利用内容の公開を徹底する必要がある。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 租税教育 等 	<p>① 全ての国民が税の役割や納税の意義について十分に理解しているとは限らない。あらゆる機会を通じ幅広い世代に向け納税者意識の高揚を図る必要がある。したがって、租税教育は、学校教育の低学年の段階から社</p>	

<p>その他</p>	<p>・租税教育 等</p>	<p>会人に至るまで幅広い年代において、教材等を充実させる必要があるとともに、税に携わっている県や市の職員もしっかり勉強する必要がある。質素でもいいので心豊かな日々の充実感溢れる日本を作る必要がある。また、国・地方における借金や税の使われ方についても議論や教育が必要である。</p> <p>② 印紙税については、電子商取引の増加等、ペーパーレス化の進展とともに、紙媒体による文書のみを課税対象にする等、合理性に欠けており、取引形態により課税の有無が生じる等、不公平が生じている。電子化対応が困難な中小企業者に負担が偏る傾向もあり、課税公平の観点より印紙税は廃止の方向で検討すべきである。</p> <p>③ 税は公平・中立・簡素でなければならない。税制全般が複雑化しすぎているように感じる。もっと解りやすく、シンプルなものにすべきである。</p> <p>④ 法人会の立場をもっと強くして、税金の使い方等に対する発言力を強くする必要がある。</p>
------------	----------------	--